



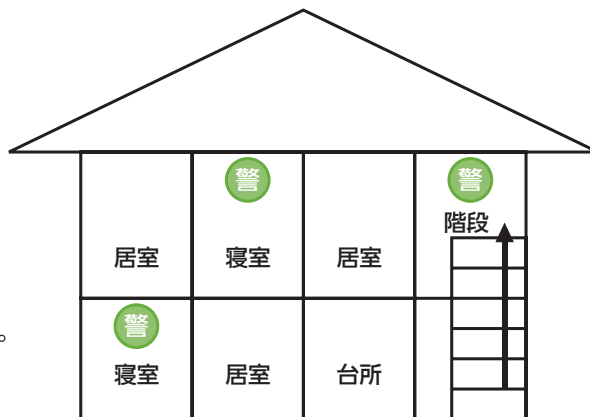
住宅用火災警報器 設置義務化まであと1カ月

6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されます。
皆さん設置はお済みですか？

就寝中など、火災の発見が遅れたために逃げ遅れ、犠牲になる方が増えています。住宅用火災警報器を設置することで、万が一火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。あなたの大切な家族の命や財産を守る住宅用火災警報器を早めに設置しましょう。

どの部屋に取り付けるの？

- ① 普段就寝に使うすべての部屋
- ② 寝室がある階の階段
- ③ 3階建て以上の住宅の場合、寝室がある階の2つ下の階の階段に設置。寝室が1階にある場合は最上階の階段に設置。そのほか、寝室を除き、床面積が7㎡以上ある部屋が5部屋以上ある階の廊下に設置します。



住宅用火災警報器は 煙式を！

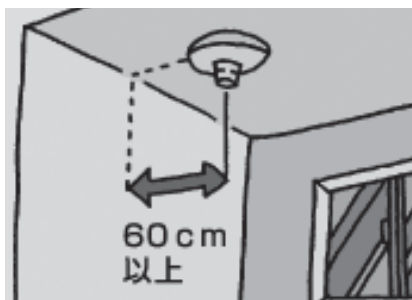
住宅用火災警報器には、煙式と熱式がありますが、消防法では、煙式の設置が義務付けられています。これは、煙式がより早く火災を感知できるためです。

また、高齢の方、目や耳の不自由な方には、音や光の出る補助警報装置の増設をお奨めします。

取り付けの場所は？

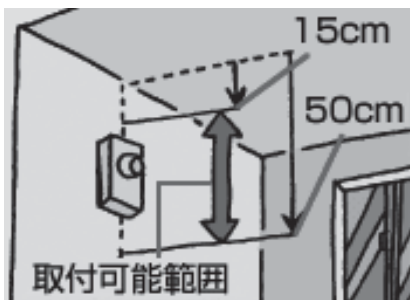
天井設置の場合

壁または梁(はり)から60cm以上離れた場所に設置



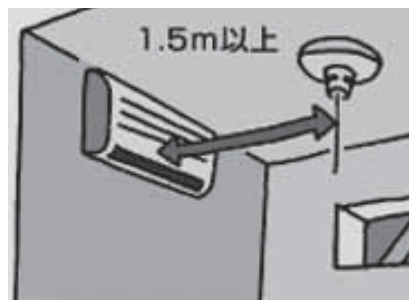
壁設置の場合

警報器中心が天井から15～50cmの範囲に設置



エアコン・換気扇がある場合

吹き出し口から1.5m以上離れた場所に設置



付けて良かった住宅用火災警報器

— 市内であったお手柄事例 —

寝たきりの方がいる隣の部屋で、空だきした鍋から煙が発生した事例です。2階の部屋にいた方が警報音に気が付いて、コンロの火を止め、窓を開けたため、寝たきりの方は、煙を吸ったものの大事に至りませんでした。



問い合わせ 消防本部消防課 (☎0123)